

ル要書ヲ提出スル

火翌七日箱垣事務所ニ於テ事業主代表吉澤善三郎等議同大橋  
渉外八名會見交渉ノ結果妥協成リテ解決別記費書ヲ交換セ

右及申(通)報候也

別記

- 一 九時間労働ニ付日給一月八十元支給セラレタリ
- 一 道員或ハ會社側ヨリ負担スル事
- 一 仕事ヲ絶對ニ切ラサルコト
- 一 首切賃金値下能料及薪
- 一 工場内清潔ニスルコト
- 一 円盤工ニハ被服火支給スルコト
- 一 現場ニハハクム作ラセテ支給スルコト
- 一 現場ニハ浴室及食堂ヲ作ルコト
- 一 現場ニハ特別手當ヲ付スル事
- 一 現場ニハ特別手当及給スル事
- 一 使系停給適用スル事
- 一 木柵給料即給スル事
- 一 争議費用及争議中ノ日給會社側ヨリ支給スルコト
- 一 争議ニ依ル様性者ハ特別ニ出サハルコト
- 一 右十五條ヲ要求候也

箱垣工場 主 殿

別記

- 一 昭和七年七月七日附 盛新事業主書ニ依リ左記事項ヲ以テ月滿快候ス
- 一 二百九時間労働ニ付日給一月八十元支給セラレタリ
- 一 増進 一日十時間労働 日給一月八十元支給スル事
- 一 道員ハ會社側ヨリ負担スルコト

盛 六 一 同